

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の改正について（中間のまとめ）の 概要

1 経緯・課題

◆自然保護条例の開発許可制度

- 一定規模以上の自然地を含む土地の形質を変更する開発行為に対し、知事の許可を求める制度（昭和 48 年 運用開始）
- 平成 13 年 土砂埋立事業等を対象に追加

◆制度見直しの契機（土砂崩落事故の発生）

- 平成 29 年 10 月の台風の影響により、残土処分場（自然保護条例の開発許可事業地）で土砂崩落事故発生

◆制度の課題

- 現行の開発許可の基準は、自然の保護と回復の視点が中心のため、都市計画法等の開発許可の基準に比べ、土砂災害未然防止等の点で不十分

2 中間のまとめの概要

◆主な規則改正事項

- 切土・盛土の安定等の基準を見直し
 - ・より明確で具体的な都市計画法の基準等と同様なものとなるように改正する。
 - ・都市計画法の法令に規定がなく、審査基準にのみ記載がある項目（長大法等）も必要なものは施行規則に規定する。
 - ・切土・盛土の法高が規定値（切土 30m、盛土 18m）を超過する場合、事業者は専門家等が指定する複数の者の意見を聴いた上で計画策定することを必要とする。

○緑地等管理計画書制度に新たな報告を追加

- ・工事完了後原則1年後に行う、緑地等の管理の状況報告に、切土・盛土の状況報告も追加

◆その他の事項（規則改正以外の事項）

○審査基準の改正

- ・都市計画法の審査基準等と同様なものとなるように改正
- ・法面保護の方法として、在来種の埋土種子を含む表土活用による緑化を追加

○許可条件の見直し

- ・工事期間中定期的に切土・盛土の出来高・施工状況の報告等を行うことを追加

○監視・指導指針の策定

- ・定期的な監視、違反者への指導・処分等を実施するため新たな指針を策定

○住民説明会の実施

- ・事業者に住民説明会等の実施を求めるなどを手引等に明記